

議案第五十八号

太郎田地区農道整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり太郎田地区農道整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町官土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十年六月九日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五〇年六月九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

写

記

域

一 事業名 山村地盤農林漁業特別対策事業農道整備

二 施行場所 東伯郡三朝町大字柿谷地内

三 経費の賦課基準 一〇アール当り 一〇、〇〇〇円

四 徴収の時期 昭和五十年十二月一日から
昭和五十一年三月三十一日まで

五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の
例による。